
プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討
項目 第 373 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討において、第 373 回企業会計基準委員会（2017 年 11 月 22 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

実務対応報告公開草案における提案に関する意見

実務対応報告第 34 号第 2 項に定める 2 つの方法を当面の間、認める提案に関する意見

（事務局提案に反対する意見）

2. 実務対応報告第 34 号における 2 つの方法を両論併記で無期限に認めることに反対する。

現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じるかどうかは事前に察知できるものではないと考えられるため、事前にあるべき処理を引き続き検討して備えておく必要があり、将来にわたり長期間使われる可能性がある実務対応報告を公表すべきではない。

また、退職給付債務の計算における割引率は、債券の利回りがマイナスである場合、マイナスの利回りをそのまま利用すべきであると考えます。

（事務局提案に賛成する意見）

3. 実務対応報告第 34 号第 2 項に定める 2 つの方法を当面の間、認める提案に賛成する。

退職給付債務を割増計算して計上する必要がないことは、事務局から提示された文案で十分説明されている。一方、退職給付債務は費用配分の累積額であり、実際の支払時期に備えるという退職給付会計の目的を踏まえると、仮に国債の利回りが様々な事情によりマイナスになった場合に、割増計算することにより退職給付債務を測定することの合理的な理由は見い出せないと考えます。そのため、債券の利回りがマイナスである場合、マイナスの利回りをそのまま利用することのみ認めることは、納得が得られないのではないかと考えます。

審議事項(3)-2 参照。

実務対応報告公開草案の文案に関する意見

マイナス金利の経済的な性質に関する記載についての意見

(マイナス金利の経済的な性質について記載すべきとの意見)

4. 実務対応報告第34号では、マイナス金利の経済的な性質が必ずしも明らかでないことが結論に至らなかった一つの理由であると考えられるため、当該事項を検討したことについて表現を工夫した上で記載すべきと考える。

(マイナス金利の経済的な性質について記載することに反対する意見)

5. マイナス金利の経済的な性質について当委員会の議論で明らかにしたわけではないので、記載すると却って誤解を招く可能性があると考ええる。また、実務対応報告第34号でもマイナス金利の経済的な性質が直接的に退職給付債務の計算における割引率の取扱いに影響を与えるとまでは記載されていないと考えられる。よって、当該記載を行うべきではないと考える。

マイナス金利の経済的な性質については、記載を行うことで誤解を招くおそれがあることを考慮し、記載しないこととした（審議事項(3)-2参照）。

以 上